

# 福岡県公報

令和六年七月五日  
第五百十号  
増刊  
①

## 目次

### 規 則 (第三十四号―第三十七号)

○福岡県母体保護法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) ……………一  
○福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (保護・援護課) ……………一

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (行財政支援課) ……………五  
○福岡武道館の利用料金に関する規則 (警察本部教養課) ……………五

### 再 掲

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………九

## 規 則

福岡県母体保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年七月五日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三十四号

福岡県母体保護法施行細則の一部を改正する規則

福岡県母体保護法施行細則(昭和二十八年福岡県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「又は」に改める。

様式第二号中

氏 名	変更前	変更後

を

様式第五号中「家事」を「廃業」に、「届出し」を「届け出」に改める。

### 附 則

#### 1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 2 (経過措置)

この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年七月五日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三十五号

福岡県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(福岡県事務委任規則の一部改正)

第一条 福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十五項第二号カ及びキ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第二条 生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福岡県事務委任規則第二十二号」を「福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)」に改める。

第二十三条の見出し中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第一項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学・就職準備給付金を」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改め、同条第三項中「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改める。

様式第七十八号中

氏名	性別
	男・女
	男・女
	男・女
	男・女

を

氏名

に改める。

様式第八十一号を次のように改める。

様式第81号（第23条）

年 月 日

## 進学・就職準備給付金申請書

保健福祉（環境）事務所長 殿

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学・就職する先（大学等名・会社名等）  
名称 \_\_\_\_\_
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができる見込まれる理由

- 6 関係書類
  - (1) 進学の場合
    - ① 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
      - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
      - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
      - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
    - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
    - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
  - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
  - (2) 就職の場合
    - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
      - ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
      - ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
      - ・その他確実に就職先に就職することを証する書類
    - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行除く）

記号 

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預金種類  普通預金  当座預金  
（該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

（右につめてご記載ください。）

（カナ）

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第八十二号中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に、「進学準備給付金決定向」と「進学・就職準備給付金決定向」に、「進学準備給付金決定欄」と「進学・就職準備給付金決定欄」に、「進学先」と「進学先又は就職先」に、「進学後」と「進学後又は就職後」に、「進学準備給付金」と「進学・就職準備給付金」に改める。

様式第八十三号中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金」と「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金」と「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年七月五日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十六号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡武道館の利用料金に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年七月五日

福岡県規則第三十七号

福岡武道館の利用料金に関する規則

福岡県知事 服部 誠太郎

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等利用料金等)

第二条 条例別表備考四の規則で定める額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表備考五の規則で定める額は、次のとおりとする。

一 条例別表に掲げる利用時間を超えて武道館、弓道場、相撲場又は体育館を利用する場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ 占用使用において超過時間が午前七時から午前九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午前九時から正午までの額の一時間当たりの額に百分の百五十を乗じて得た額

ロ 占用使用において超過時間が正午から午後六時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額

ハ 占用使用において超過時間が午後六時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額

ニ 占用使用において超過時間が午後九時から午後十時までの場合 条例別表に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額に百分の百五十を乗じて得た額

ホ 個人使用の場合 超過時間一時間につき、条例別表に定める額の一時間当たりの額

二 武道場の一部を占用使用する場合 条例別表に定める額に武道場総面積に占める

占用使用する面積の割合を乗じて得た額

三 弓道場の一部を占用使用する場合 条例別表に定める額に弓道場総面積に占める

占用使用する面積の割合を乗じて得た額

四 相撲場（練習用土俵に限る。以下この号において同じ。）の一部を占用使用する

場合 条例別表に定める額に相撲場総面積に占める占用使用する面積の割合を乗じ

る。

て得た額

五 体育館の一部を占有使用する場合 条例別表に定める額に体育館総面積に占める占有使用する面積の割合を乗じて得た額

3 前項第一号の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

4 条例別表備考六の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(利用料金の徴収時期)

**第三条** 利用料金の徴収時期は、福岡武道館の利用の承認をするときとする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

**第四条** 条例第七条第七項の規定により利用料金(第三号又は第四号に掲げる場合にあつては、第二条第一項及び第四項に規定する利用料金を除く。)を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。ただし、占有使用において利用者が入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合は、この限りでない。

一 指定管理者が福岡武道館の設置目的を達成する事業に利用する場合 利用料金の額の全額

二 公安委員会又は警察本部長が、警察術科訓練の推進向上を図るために利用する場合 利用料金の額の全額

三 県教育委員会又は市町村教育委員会が体育に関する指導者の研修、競技会等の行事に利用する場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が、体育の学習指導又は学校行事に利用する場合 利用料金の額の五十パーセントに相当する額

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

六 療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

八 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に規定する一級若しくは二級の身体障害者、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)第九条第五号に規定する身体障がいのある人、第五号に掲げる者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五十五号)第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

九 六十五歳以上の者が利用する場合 個人使用の場合の利用料金の額の全額

十 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 利用料金の全額又は一部の額

2 前項第十号に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

**第五条** 条例第七条第八項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

一 利用者の責めに帰することができない理由で福岡武道館の利用ができなくなった場合 利用料金の全額

二 前号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

(利用料金の端数計算)

**第六条** 福岡武道館を利用する場合において、第二条第二項又は第四条第一項第三号若しくは第四号の規定に基づき決定された額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補則)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和六年福岡県条例第二十八号）の施行の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

種別	単位	金額
ポータブルステージ	一台一回	二〇〇円
両面掲示板	一台一回	一〇〇円
長机	一脚一回	六〇円
椅子	一脚一回	三〇円
フロアシート	一枚一回	一〇〇円

別表第二（第二条関係）

区分	金額
電気	実費相当額
冷暖房	実費相当額

別記様式（第4条関係）

利用料金減免申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所  
申請人 氏名〔又は名称及  
び代表者〕

下記のとおり利用料金の減額（免除）を受けたいので申請します。

記

- 1 利用施設の種類
- 2 利用の日時又は期間
- 3 利用の目的
- 4 申請理由



再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年六月二十八日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十二号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の大刀洗町の表本庁の項を次のように改める。

本庁		議事事務局	事務局長
教育委員会事務局	町長部局	理事 課長 企画監 秘書係長 人事係長 財政係長	
		課長 企画監	

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。